

紙請求に関する免除届について

平成30年4月より、介護給付費等の請求は原則伝送（インターネット）又は電子媒体（CD-R等）による請求となります。

あわせて、「伝送または電子媒体による請求が困難である介護サービス事業所等に配慮するため、一定の場合には書面（紙帳票）による請求を可能とする例外規定を設けるものである。」とし、例外規定の適用を受ける際の手続きとして、平成29年度末までに審査支払機関に届出を行うことを定めています。

引き続き、平成30年度以降も書面（紙帳票）による請求を行おうとする場合、平成30年3月31日までに届出が必要となります。

当ホームページから免除届書の様式をダウンロードしていただくことも可能ですので、現在紙請求の事業所におかれましては、早めの対応をお願いいたします。

*例外が適用される場合及び事情は下記のとおりです。（一部抜粋）

詳細は厚生労働省広報資料（PDF）を参照してください。

第2条（別添1-2）

- ・支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導費等）1種類のみを行うサービス事業所
- ・支給限度額管理が必要なサービス1種類のみを行うサービス事業所
- ・施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス）のみを行う50床未満の介護保険施設 他

第3条（別添1-3）

- ・サービスに従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合

第4条（別添1-4）

- ・電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合
- ・電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合
- ・改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合
- ・事業所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合 他